原油・原材料高緊急対策事業　対象制度判定フロー

スタート

いずれか

最近3か月間（R4年4月～7月のうち連続する3か月）の仕入額が前年同期間比で20%以上増加している

且つ

最近3か月間（令和4年4月～7月のうち連続する3か月）の仕入額／売上高の割合が前年同期間比で増加している

最近3か月間（令和4年4月～7月のうち連続する3か月）の仕入額／売上高の割合が前年同期間比で20%以上増加している

していない → 対象外

している → 対象

している → 対象

していない → 対象外

令和4年4月～7月（4か月間）の間に購入した燃料（ガソリン、軽油、重油、灯油、オートガス）の購入量が以下の数量以上。
【法人】20,000ℓ（LPガスの場合、10,000㎥）
【個人】15,000ℓ（LPガスの場合、7,500㎥）

該当する

燃油高騰対策緊急支援金

令和4年4月～7月（4か月間）の間に購入した燃油の量に応じて、以下金額を補助。

〇補助単価
　燃　油：1ℓ当たり10円
　LPガス：1㎥当たり20円
〇補助上限額：200万円
〇補助下限額：法人 20万円
　　個人 15万円

該当しない

原材料等高騰対応緊急応援金

以下金額を一律で交付。

〇法人：20万円
〇個人：15万円